



斑鳩町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

【2023年度(令和5年度)～2030年度(令和12年度)】



令和4年9月

奈良県斑鳩町

目次

第1章 計画策定の背景	
1. 地球温暖化について	1
2. 地球温暖化対策に関する国内外の動向	1
第2章 計画の基本的事項	
1. 計画の目的	4
2. 計画の対象とする範囲	4
3. 計画の対象とする温室効果ガスの種類	5
4. 計画の期間	5
5. 関連計画等との位置づけ	5
第3章 温室効果ガス総排出量の状況	
1. 温室効果ガス総排出量の状況	6
2. 温室効果ガス総排出量の分析結果と対策の方向性	11
第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標	
1. 目標設定の考え方	12
2. 温室効果ガス総排出量の削減目標	12
第5章 目標達成に向けた取組み	
1. 目標達成に向けた取組みの基本方針	15
2. 目標達成に向けた取組み	15
第6章 計画の推進・進捗管理の仕組み	
1. 推進体制	18
2. 実施状況の点検・評価・見直し	19
3. 実施状況の公表	19

第1章 計画策定の背景

1. 地球温暖化について

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する「温室効果ガス」（二酸化炭素（CO₂）など）が大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体の平均気温が上昇する現象のことをいいます。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発するおそれがあり、自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

近年の気温上昇、洪水・豪雨や台風などの自然災害、食料不足など、様々な問題が今後も増加すると考えられています。

過去100年間に地球全体の平均気温は、0.3～0.6℃と急激に上昇しており、現在のペースで温室効果ガスが増え続けると、2100年には平均気温が約2℃上昇すると予測されています。

地球温暖化の防止は人類共通の課題であり、全ての人が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要です。

2. 地球温暖化対策に関する国内外の動向

(1) 国際的な動向

1994年（平成6年）に、温暖化対策に関する国際的な取組として、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が発効し、先進国の温室効果ガス排出量の削減目標等を規定した「京都議定書」が1997年（平成9年）に採択され、この中で先進国は温室効果ガスの排出量を2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の間に1990年（平成2年）レベルから5%削減することを公約しました。

その後、「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的枠組みとして、2015年（平成27年）に「パリ協定」が採択されました。2020年（令和2年）以降の新たな枠組みとなるこの協定では、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や、「発展途上国を含む全ての国が協調して温室効果ガスの削減に取り組むこと」などを定めたもので、各国は5年ごとに温室効果ガスの削減目標を国連に提出し、対策を進めることが義務づけられています。

(2) 日本の動向

国において、京都議定書により温室効果ガスの排出量に関して具体的な削減目標が決定され、目標期間（2008年（平成20年）～2012年（平成24年））において、1990年（平成2年）比で6%削減することが義務づけられました。

これを受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が1999年（平成11年）4月に施行され、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体（都道府県及び市町村）に対して、自ら実施する事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出削減等のための措置に関する計画」の策定を義務づけました。

その後、国は、2015年（平成27年）7月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年

度比で25.4%減)とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

そして、同年12月のパリ協定の採択を受け、地球温暖化対策推進本部において、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「日本の約束草案」を踏まえ、その目標達成に向け、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が2016年(平成28年)5月に閣議決定されています。

「地球温暖化対策計画」は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この計画では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組みを行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることをめざすべきであるとされています。

続いて、2018年(平成30年)公表の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「1.5℃特別報告書」では、将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂排出量が正味ゼロとなっていることが必要であることなどが示されました。

そして、2020年(令和2年)10月の内閣総理大臣所信表明演説において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、脱炭素社会に向けて総力を挙げて取り組むことが示されました。

さらに、2021年(令和3年)4月の地球温暖化対策推進本部において、2030年に向けた国の気候変動対策について議論が行われ、その議論を踏まえ、菅内閣総理大臣は、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。」と述べ、その後の気候変動サミット(気候変動に関する首脳会議・同年4月22日～23日)において、国際社会へも表明しています。

また、これに伴い、2021年(令和3年)10月に「地球温暖化対策計画」が改定され、新たな削減目標として、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することをめざす。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」こととしています。

(3) 奈良県の動向

奈良県では、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、「奈良県庁ストップ温暖化実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出量削減に努めています。

2001年(平成13年)に「第1次計画」が策定され、2021年(令和3年)3月に策定された、「第5次計画」では、温室効果ガスの排出量を2013年度比で、2025年度(令和7年度)までに35%削減することとしています。

(4) 斑鳩町の動向

斑鳩町では、1995年(平成7年)に「斑鳩町環境保全条例」を制定し、これまで、町民、事業者、町が一体となって、環境保全の推進に取り組んできました。

また、地球温暖化をはじめとした地球規模での環境問題を解決するために、斑鳩町自らの施策及び活動が地球環境問題に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全と創造への先導的役割を担うため、2002年(平成14年)10月に環境マネジメントシステムを

構築、運用を開始し、2003年（平成15年）2月に環境管理に関する国際規格ISO14001の認証を取得しました。

さらに、地球温暖化対策推進法の規定に基づき、2007年（平成19年）6月に「斑鳩町地球温暖化防止実行計画」を策定し、環境マネジメントシステムと相互に連携して、地球温暖化対策の推進をはかってきました。

なお、2017年（平成29年）12月には、環境マネジメントシステムの運用を廃止し、認証契約を解除しており、環境マネジメントシステムに頼ることなく、環境に配慮した行政運営をはかっているところです。

このような状況のなか、「斑鳩町地球温暖化防止実行計画」の計画期間（平成19年度（2007年度）～平成23年度（2011年度））が満了していること、2016年（平成28年）5月に国の「地球温暖化対策計画」（以下「国の計画」という。）が策定されたこと、また、2021年（令和3年）10月には新たな削減目標が定められたことなどを踏まえ、第2次の地方公共団体実行計画として、「斑鳩町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を新たに策定し、さらなる温室効果ガスの排出抑制、地球温暖化対策の推進をはかります。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地方公共団体の事務事業に係る温室効果ガスの排出削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）として策定するものです。

斑鳩町が行う事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化対策の推進をはかるとともに、斑鳩町として地球温暖化対策に率先して取り組むことにより、住民や事業者の自主的かつ積極的な取組みを促進し、温室効果ガスの削減に資することを目的とします。

2. 計画の対象とする範囲

本計画の対象は、町のすべての事務事業（委託業務を除く。）とします。また、対象施設は、次のとおりとします。

【対象施設一覧】（計37施設）

所 管		施 設 名	備 考
総務部	安全安心課	本庁舎	
		町内防犯灯（町管理）	※合計で1施設
住民生活部	福祉課	ふれあい交流センターいきいきの里	
		西・東老人憩の家	
	子育て支援課	たつた保育園・あわ保育園	
	健康対策課	生き生きプラザ斑鳩	
	環境対策課	町営火葬場	
		衛生処理場	
		最終処分場・ごみ積替え施設	
		鳩水園	
都市建設部	都市創生課	いかるがホール	
		法隆寺iセンター	
		法隆寺駅南北自由通路	
		町内公園（町管理）	※合計で1施設
	上下水道課	水道庁舎	
		浄水場（第一・三井・その他施設）	※合計で1施設
教育委員会	教委総務課	斑鳩小学校・西小学校・東小学校	
		斑鳩中学校・斑鳩南中学校	
		斑鳩幼稚園・西幼稚園・東幼稚園	
	生涯学習課	中央公民館・東公民館・西公民館	
		中央体育館	
		町民プール	
		健民運動場・天満スポーツグラウンド	※合計で1施設
		図書館	
		斑鳩文化財センター	
		斑鳩・西・東学童保育室	

3. 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画において排出量削減の対象とする「温室効果ガス」は、地球温暖化対策推進法に定める7種類の温室効果ガスの内、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。なお、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）については、排出量の把握が極めて困難であり、主に半導体製造過程や絶縁体としての使用過程で排出されるもので、町の事務事業との関わりが小さいことから、対象から除外します。

【削減対象とする温室効果ガス】

温室効果ガスの種類	排出要因・内容	町の事務事業において排出原因となる活動項目
二酸化炭素（CO ₂ ）	石油、石炭等の化石燃料や廃棄物の燃焼に伴い排出される。温室効果ガス全体の約9割を占めるため、温暖化への影響が大きい。	<ul style="list-style-type: none"> * 燃料の使用（ガソリン・灯油・軽油・重油・LPG） * 電気の使用 * 一般廃棄物の焼却
メタン（CH ₄ ）	化石燃料の焼却や輸送、家畜の反すうや水田から排出される。	<ul style="list-style-type: none"> * 燃料の使用 * 公用車の走行 * し尿・浄化槽による処理
一酸化二窒素（N ₂ O）	化石燃料の燃焼、主に自動車の走行（燃料燃焼）により発生する。	<ul style="list-style-type: none"> * 燃料の使用 * 公用車の走行 * 浄化槽による処理
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	代替フロン的一种。カーエアコンの冷媒などに使用されている。	<ul style="list-style-type: none"> * カーエアコンの使用

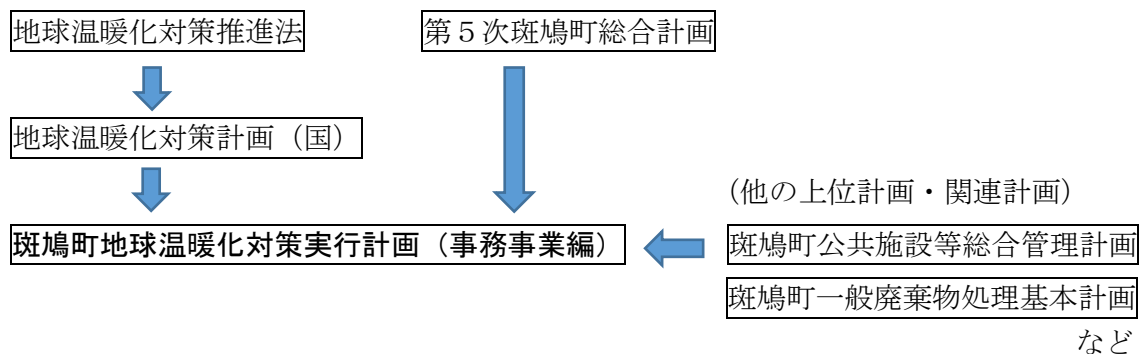
4. 計画の期間

本計画の期間は、2023年度（令和5年度）から、2030年度（令和12年度）までの8年間とし、基準年度は、2013年度（平成25年度）とします。なお、目標年度（2030年度）及び基準年度（2013年度）は、国の計画とあわせ、整合性をはかります。

5. 関連計画等との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法（根拠法）及び国の計画、本町の最上位計画である第5次斑鳩町総合計画を踏まえ、他の上位計画や関連計画とも整合性をはかりながら、策定します。

【本計画の位置づけ】



第3章 温室効果ガス総排出量の状況

1. 温室効果ガス総排出量の状況

(1) 温室効果ガス総排出量の算定方法

温室効果ガス総排出量は、環境省による「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver. 1.2 令和3年3月」及び「同マニュアル（算定手法編）Ver. 1.1 令和3年3月」に基づき算定します。また、算定については、環境省による「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」を使用します。

なお、温室効果ガス排出量（CO₂換算）については、以下のとおり、算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量(t-CO}_2\text{)} = \text{活動量(各種エネルギー使用量等)} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

(2) 2013年度（基準年度）・2020年度（近年）の温室効果ガス総排出量の状況

町の事務事業における2013年度（平成25年度・基準年度）、2020年度（令和2年度・近年）の「ガス別の温室効果ガス総排出量」は、以下のとおりです。両年度ともに、二酸化炭素が全体の約99.6%以上と大部分を占めています。

【2013年度（平成25年度・基準年度）のガス別の温室効果ガス総排出量】

温室効果ガス名	温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	構成比（%）
二酸化炭素（CO ₂ ）	4,339	99.67
メタン（CH ₄ ）	9	0.20
一酸化二窒素（N ₂ O）	5	0.11
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1	0.02
合 計	4,354	100

【2020年度（令和2年度・近年）のガス別の温室効果ガス総排出量】

温室効果ガス名	温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	構成比（%）
二酸化炭素（CO ₂ ）	2,935	99.60
メタン（CH ₄ ）	8	0.27
一酸化二窒素（N ₂ O）	3	0.10
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1	0.03
合 計	2,947	100

なお、2020年度（近年）の温室効果ガス総排出量は、2013年度（基準年度）に比べて、▲1,407（t-CO₂）、約32%の減となっています。

次に、「活動の区別の温室効果ガス総排出量」は、以下のとおりです。両年度とも、電気の使用による温室効果ガス排出量が約75%以上と最も多く、次いで、2013年度は、重油で約10%、一般廃棄物の焼却で約7%、都市ガスで約3%、2020年度は、都市ガスで約12%、重油で約8%となっています。

【2013年度（平成25年度・基準年度）の活動の区別の温室効果ガス総排出量】

活動の区分		エネルギー 使用量等	単位	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
施設	電気の使用	6,427,386	kwh	3,304	75.9
	都市ガスの使用	64,631	m ³	145	3.3
	LPGガスの使用	14,002	m ³	42	1.0
	灯油の使用	0	L	0	0
	重油の使用	158,811	L	430	9.9
	水道の使用	102,372	m ³	— (間接影響)	—
	コピー用紙の使用	2,570,605	枚	— (間接影響)	—
	廃棄物の排出	199,913	kg	— (間接影響)	—
公用車等	ガソリンの使用	17,591	L	41	0.9
	軽油の使用	22,713	L	59	1.36
	公用車の走行	283,408	km	3	0.07
その他	一般廃棄物の焼却	411	t	318	7.3
	し尿・浄化槽汚泥の処理	9,006	m ³	11	0.25
	カーエアコンの使用	50	台	1	0.02
合 計				4,354	100

【2020年度（令和2年度・近年）の活動の区別の温室効果ガス総排出量】

活動の区分		エネルギー 使用量等	単位	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
施設	電気の使用	6,022,605	kwh	2,255	76.5
	都市ガスの使用	151,291	m ³	340	11.5
	LPGガスの使用	14,480	m ³	43	1.5
	灯油の使用	0	L	0	0
	重油の使用	88,654	L	240	8.2
	水道の使用	84,486	m ³	— (間接影響)	—
	コピー用紙の使用	2,941,228	枚	— (間接影響)	—
	廃棄物の排出	209,000	kg	— (間接影響)	—
公用車等	ガソリンの使用	15,565	L	36	1.2
	軽油の使用	8,280	L	21	0.7
	公用車の走行	106,667	km	1	0.03
その他	一般廃棄物の焼却	0	t	0	0
	し尿・浄化槽汚泥の処理	8,117	m ³	10	0.34
	カーエアコンの使用	46	台	1	0.03
合 計				2,947	100

(3) 2013年度(基準年度)、2017～2020年度の温室効果ガス総排出量の推移

町の事務事業における2013年度(平成25年度・基準年度)、2017(平成29年度)～2020年度(令和2年度)の温室効果ガス総排出量の推移は、以下のとおりです。

2013年度と比べると、2020年度で約32%減少しており、近年においても、年々、減少傾向となっています。

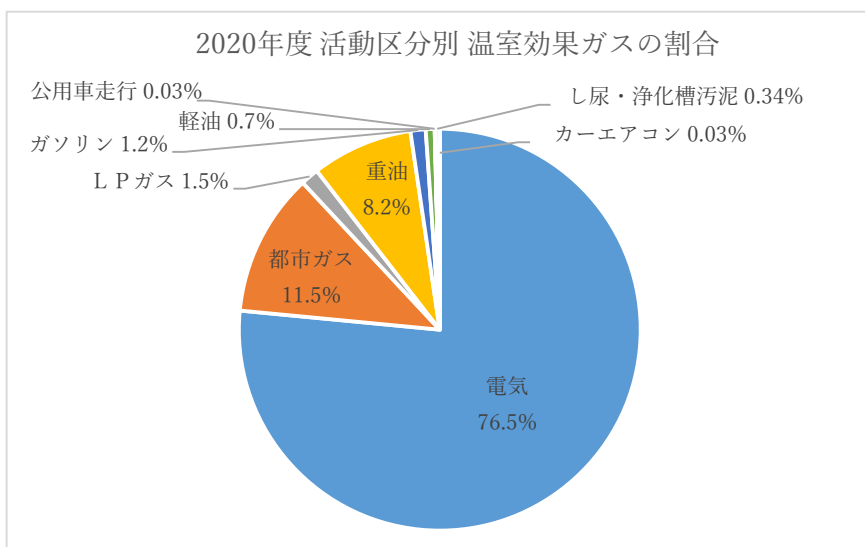
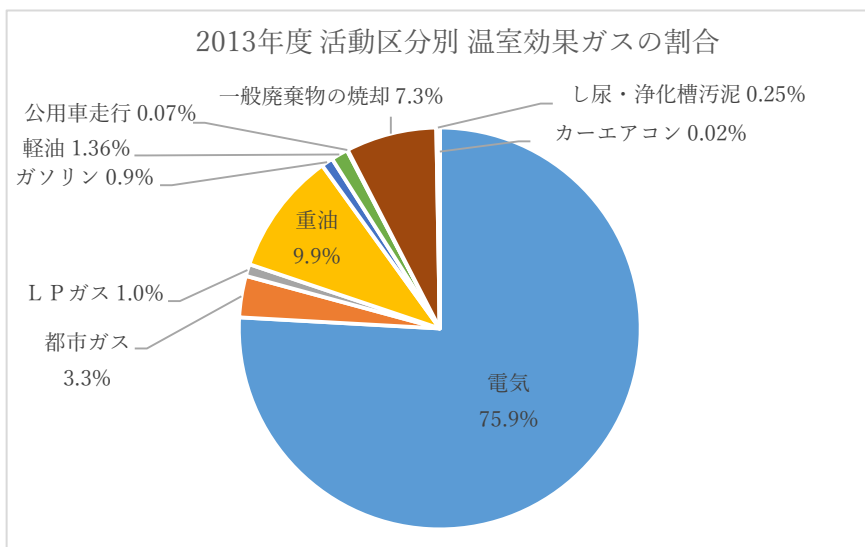
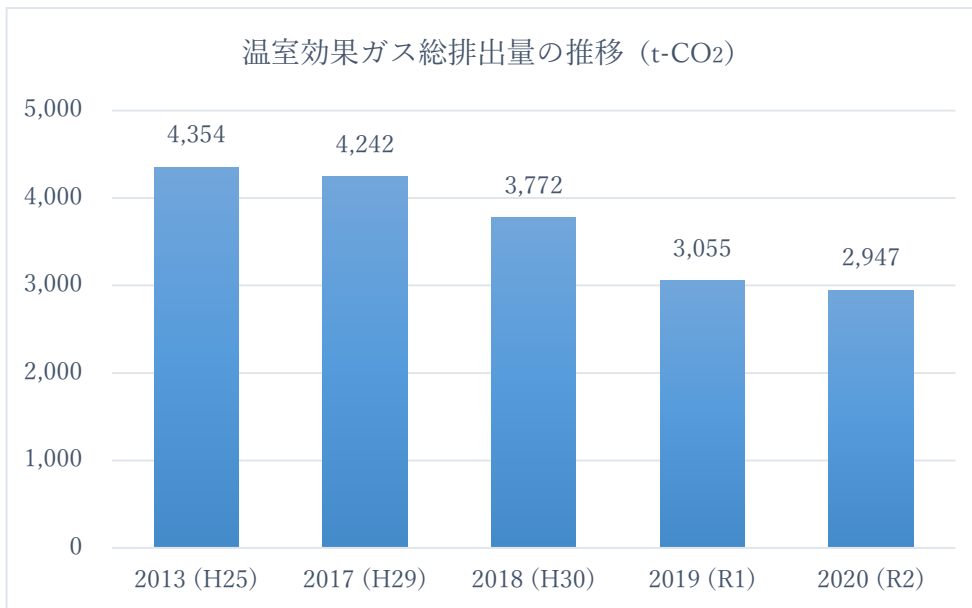
【温室効果ガス総排出量の推移(2013年度(基準年度)・2017～2020年度)】

分類・ガス種	活動区分	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)				
		2013(H25) (基準年度)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
エネルギー起源 二酸化炭素(CO ₂) 排出量	電気の使用	3,304	3,123	2,804	2,418	2,255
	都市ガスの使用	145	195	186	258	340
	LPガスの使用	42	39	40	38	43
	灯油の使用	0	0	0	0	0
	重油の使用	430	487	383	268	240
	ガソリンの使用	41	39	43	42	36
	軽油の使用	59	62	22	19	21
	小 計	4,021	3,945	3,478	3,043	2,935
非エネルギー起源 二酸化炭素(CO ₂) 排出量	一般廃棄物の焼却	318	285	282	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	小 計	318	285	282	0	0
二酸化炭素(CO ₂) 排出量 計		4,339	4,230	3,760	3,043	2,935
メタン(CH ₄)	公用車の走行、 し尿・浄化槽汚 泥の処理他	9	8	8	8	8
一酸化二窒素(N ₂ O)		5	3	3	3	3
ハイドロフルオロ カーボン(HFC)	カーエアコン の使用	1	1	1	1	1
合 計		4,354	4,242	3,772	3,055	2,947

* 温室効果ガス排出に係る間接影響項目の使用量等の推移

項 目	2013(H25) (基準年度)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
水道の使用 (m ³)	102,372	104,811	108,608	95,634	84,486
コピー用紙の使用 (枚)	2,570,605	2,956,258	2,696,876	3,039,750	2,941,228
廃棄物の排出 (kg)	199,913	293,460	295,025	240,590	219,984

※間接影響項目については、温室効果ガス排出量には直接影響しませんが、電気や燃料の使用など間接的に影響することから、使用量等の把握・目標設定等を行い、温室効果ガスの削減をはかります。



(4) 施設別の温室効果ガス排出状況

施設別の温室効果ガス排出状況は、以下のとおりです。2020 (R2) 年度では、浄水場が最も多く、次いで、いかるがホール、本庁舎、鳩水園、生き生きプラザ斑鳩となっています。

【施設別の温室効果ガス排出量】(計37施設)

施設名	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)				
	2013(H25) (基準年度)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
本庁舎	267	242	239	229	224
町内防犯灯(町管理)	18	15	12	10	9
いきいきの里	161	198	171	137	107
西老人憩の家	55	61	61	59	39
東老人憩の家	48	52	38	42	36
たつた保育園	27	27	27	25	25
あわ保育園	58	52	60	58	63
生き生きプラザ斑鳩	189	197	163	125	149
町営火葬場	65	70	66	66	71
衛生処理場	87	66	35	30	33
最終処分場・ごみ積替施設	29	40	32	24	18
鳩水園	677	648	614	169	156
いかるがホール	526	580	371	361	307
法隆寺iセンター	36	33	27	22	20
法隆寺駅南北自由通路	42	41	34	28	26
町内公園(町管理)	8	9	7	6	6
水道庁舎	28	25	22	20	18
浄水場(第一・三井・その他)	1,111	1,056	979	767	761
斑鳩小学校	100	82	89	109	114
斑鳩西小学校	80	70	74	82	94
斑鳩東小学校	107	85	80	104	125
斑鳩中学校	85	79	77	107	130
斑鳩南中学校	109	93	92	105	139
斑鳩幼稚園	12	13	10	8	7
斑鳩西幼稚園	9	10	8	7	7
斑鳩東幼稚園	8	8	6	5	6
中央公民館	117	110	97	104	83
東公民館	13	15	12	12	8
西公民館	12	13	11	9	8
中央体育館	157	153	150	134	105
町民プール	13	11	8	5	1
健民運動場・天満グラウンド	18	18	14	10	8
図書館	1	1	1	1	1
斑鳩文化財センター	64	52	70	62	31
斑鳩学童保育室	7	6	6	5	5
斑鳩西学童保育室	4	4	3	3	3
斑鳩東学童保育室	6	7	6	5	4
合計	4,354	4,242	3,772	3,055	2,947

【温室効果ガス排出量の多い施設】（2020(R2)年度で排出量の多い施設の推移）

順	施設名	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)				
		2013(H25) (基準年度)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
1	浄水場(第一・三井・その他)	1,111	1,056	979	767	761
2	いかるがホール	526	580	371	361	307
3	本庁舎	267	242	239	229	224
4	鳩水園	677	648	614	169	156
5	生き生きプラザ斑鳩	189	197	163	125	149
6	斑鳩南中学校	109	93	92	105	139
7	斑鳩中学校	85	79	77	107	130
8	斑鳩東小学校	107	85	80	104	125
9	斑鳩小学校	100	82	89	109	114
10	いきいきの里	161	198	171	137	107
11	中央体育館	157	153	150	134	105
12	斑鳩西小学校	80	70	74	82	94
13	中央公民館	117	110	97	104	83
14	町営火葬場	65	70	66	66	71
15	あわ保育園	58	52	60	58	63

2. 温室効果ガス総排出量の分析結果と対策の方向性

(1) 温室効果ガス総排出量の分析結果

本町の事務事業における資源やエネルギー使用による基準年度及び近年の温室効果ガス総排出量の推移をみると、年々減少傾向となっており、特に、浄水場では取水設備の一部停止等、鳩水園では脱水汚泥の焼却から資源化処理への移行等により、大きく減少しています。一方で、小中学校では、各教室へのクーラー設置等により、増加傾向となっています。

活動の区分別では、電気の使用が全体の約75%以上と最も多くなっており、ガス種別では、エネルギー起源の二酸化炭素(CO₂)排出量が、全体の99%以上となっています。

また、施設別では、浄水場が最も多く、次いで、いかるがホール、本庁舎、鳩水園、生き生きプラザ斑鳩、各小中学校などとなっています。

(2) 削減対策の方向性

これまでの状況から、本計画で位置付ける削減目標の達成に向けて、温室効果ガス排出量を大幅に削減するためには、排出量の多くを占める「電気の使用」をこれまで以上に削減することが重要となります。

「電気の使用」の削減については、節電などの照明設備や空調設備等のエネルギー使用量を減らす対策(ソフト対策)はもとより、省エネルギー・高効率設備の導入等(ハード対策)を実施する必要があります。

また、再生可能エネルギー機器や低燃費で環境にやさしい車両の導入なども検討する必要があります。

各施設、全職員の主体的かつ率先的な取組みと効率的・効果的な事務事業の推進、そして、削減対策に係る機器・設備改修等の財政措置等が必要となります。

第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標

1. 目標設定の考え方

令和3年10月に改定された、国の計画では、温室効果ガスの削減目標を、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することをめざす。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」こととしています。

また、同計画の「温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安」では、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」のエネルギー起源二酸化炭素を、同じく2013年度を基準として、約51%削減することとしています。

そして、同時に改定された、政府実行計画（政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画）では、温室効果ガスの削減目標を、「2013年度を基準として、2030年度までに50%削減する。」こととしています。

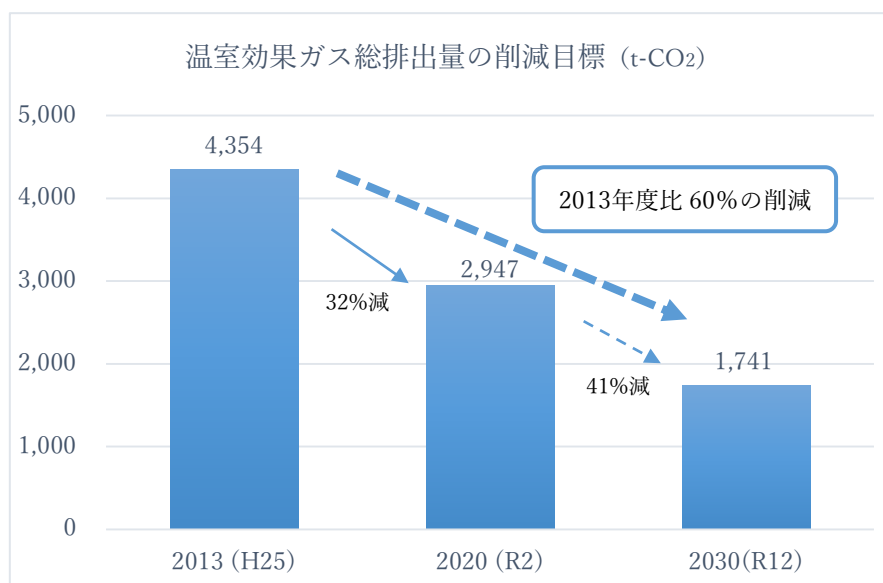
本計画の目標設定においては、これらの国の目標等を踏まえ、世界文化遺産を有するまち、ゼロ・ウェイスト宣言のまち、斑鳩町として、率先的な取組みを推進することとし、「2030年度までに、2013年度比で、60%以上削減」することを目標として設定します。

目標の達成に向け、エネルギー起源による温室効果ガス排出量の削減を中心として、積極的な取組みをすすめて、効率的・効果的な事務事業の推進をはかります。

2. 温室効果ガス総排出量の削減目標

本計画における、町の温室効果ガス総排出量の削減目標は、次のとおりとします。

2030年度までに、2013年度（平成25年度）を基準として、
温室効果ガス（CO₂）総排出量を **60%以上削減**
することを目標とします。



【項目・区分別の削減目標】

分類・ガス種	活動区分	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)			
		削減目標	基準値 2013(H25)	目標値 2030(R12)	削減率 (%)
エネルギー起源 二酸化炭素(CO ₂) 排出量	電気の使用	2013年度比 59%削減	3,304	1,355	59
	都市ガスの使用	2013年度比 5%削減	145	138	5
	LPガスの使用	2013年度比 30%削減	42	30	30
	灯油の使用	排出0を維持	0	0	—
	重油の使用	2013年度比 60%削減	430	173	60
	ガソリンの使用	2013年度比 40%削減	41	25	40
	軽油の使用	2013年度比 80%削減	59	12	80
小計		2013年度比 57%削減	4,021	1,733	57
非エネルギー起源 二酸化炭素(CO ₂) 排出量	一般廃棄物の焼却	2013年度比 100%削減	318	0	100
	その他	排出0を維持	0	0	—
	小計		2013年度比 100%削減	318	0
二酸化炭素(CO ₂) 排出量 計		2013年度比 60%削減	4,339	1,733	60
メタン(CH ₄)	公用車の走行、 し尿・浄化槽汚 泥の処理他	2013年度比 45%削減	9	5	45
一酸化二窒素(N ₂ O)		2013年度比 50%削減	5	2.5	50
ハイドロフルオロ カーボン(HFC)	カーエアコン の使用	2013年度比 50%削減	1	0.5	50
合計		2013年度比 60%削減	4,354	1,741	60

* 温室効果ガス排出に係る間接影響項目の使用量等削減目標

項目	削減目標	基準値 2013(H25)	目標値 2030(R12)	削減率 (%)
水道の使用 (m ³)	2013年度比 30%削減	102,372	71,660	30
コピー用紙の使用 (枚)	2013年度比 30%削減	2,570,605	1,799,423	30
廃棄物の排出 (kg)	2013年度比 30%削減	199,913	139,939	30

※間接影響項目については、温室効果ガス排出量には直接影響しませんが、電気や燃料の使用など間接的に影響することから、使用量等の把握・目標設定等を行い、温室効果ガスの削減をはかります。

<主な取組事項の温室効果ガス削減の目安>

取組事項	温室効果ガス削減量・効果	備考
照明のLED化	年間 約60%削減	消費電力…蛍光灯 40w LED 15w
空調設定温度1℃緩和	年間 約10%削減	冷房時は1℃高く、暖房時は1℃低く設定
主電源オフ（プラグ抜く）	年間 1台 約61.5 kg-CO ₂ 削減	機器の待機電力削減
エコドライブ	年間 1台 約190 kg-CO ₂ 削減	ガソリン・軽油の節減
こまめに消灯・電源オフ	消灯・電源オフの時間×消費電力分の削減	小さい取組みの徹底・意識向上が削減増につながる。
太陽光発電設備の導入	電気使用量1kwhあたり、約500～900 g-CO ₂ の排出削減（約95%削減）	1kwhあたりCO ₂ 排出量 ・化石燃料を使用した火力発電…519～975 g-CO ₂ ・太陽光発電…17～31g-CO ₂

第5章 目標達成に向けた取組み

1. 目標達成に向けた取組みの基本方針

今後、本計画に基づいて、温室効果ガスを削減するためには、排出割合の多くを占める「電気の使用」による排出の削減が重要であり、重点的にすすめるものとします。また、「燃料（重油・都市ガス等）の使用」や「自動車燃料（ガソリン・軽油）の使用」による排出などを含めた、エネルギー起源による温室効果ガスの削減を中心として、全ての項目・ガス種の排出削減に向け、積極的かつ効率的・効果的な取組みの推進をはかります。

また、各施設・職員一人ひとりが、主体的かつ率先的に取組みを推進し、省資源・省エネや環境に配慮した行政運営・事務事業の実施をはかるとともに、斑鳩町として地球温暖化対策に率先して取り組むことにより、住民や事業者の自主的かつ積極的な取組みを推進し、さらなる温室効果ガスの削減、地球温暖化対策の推進をはかります。

2. 目標達成に向けた取組み

温室効果ガス排出量の削減、目標達成に向けた具体的な取組事項は、以下のとおりとします。職員の率先行動・取組み（ソフト面）と機器・設備改修等（ハード面）の両面から、効率的・効果的な取組みを推進します。

なお、取組みについては、住民サービスの低下や過度の業務増を招かないことなどに配慮しながら、一過性のものではなく、継続的に無理なく実施できる、持続可能な取組みとして推進します。また、特にソフト面では、基本的な取組みを着実に実施することが重要であり、職員一人ひとりの意識向上・継続的な取組みの推進をはかります。さらに、機器・設備改修等のハード面については、財政面も踏まえ、補助事業等を活用しながら、計画的に実施するものとします。

（1）「電気の使用」の削減

＜照明機器＞

①照明のLED化の推進、省エネルギー型製品の導入

②照明の消灯・半減等に関する取組み

*室内灯の照明は、午前8時からの使用を基本とし、昼休み（正午から午後1時）は、照明を半減する。（来客や緊急時の場合は除く）

*カウンターの照明は、午前8時30分から午後5時30分までの使用を基本とし、昼休み（正午～午後1時）は、消灯する。（来客者がある場合は除く）（庁舎等）

*課室毎に消灯責任者を決定し、責任を持って消灯する。

*勤務時間外（夜間・休日等）の照明は、必要最低限とする。

*晴れの日などは、可能な限り、自然光を活用する。窓際の消灯・半減などの実施。

*その他、不要な照明は消灯する。こまめに消灯する。

③効率的な業務の推進による消灯の取組み

*毎週水曜日をノー残業デーとし、全職員、午後6時までに消灯・退庁する。（庁舎等）

*課単位で、毎週水曜日以外に週1回のノー残業デーを設定し、午後6時までに消灯・退庁する。また、その他の通常日においても、効率的な事務の実施等により、健康管理の観点からも、勤務時間後、できる限り早めに消灯・退庁する。（庁舎等）

④照明器具の定期的な清掃や適正な時期での交換・取替等

⑤トイレや廊下など人感センサー付き照明器具の導入推進

⑥自動制御型照明設備の導入など照明の自動コントロール化（調光・省エネ）の促進

<空調・熱源機器>

- ①省エネ機器の導入、蓄熱型空調機などエネルギー消費効率の優れた設備の導入検討
- ②冷暖房の設定温度の適正化（夏季28℃、冬季22℃を目安）
- ③必要のない時は冷暖房を消す。
- ④機器やフィルターの定期的な点検・清掃の実施
- ⑤カーテンやブラインドによる太陽光の調節
- ⑥クールビズ・ウォームビズ（エコスタイル）の実施
- ⑦電気湯沸し器等の設定温度を下げる。（80℃を目安）

<OA機器・電化製品>

- ①OA機器（パソコン、プリンター、コピー機等）は、昼休み等30分以上使用しない場合は、電源を切る。
- ②パソコンの電源設定は、5分未使用時には、画面がスクリーンセーバー（黒画面）に、また、15分操作しないと自動的に電源オフ（スタンバイ）になるよう設定する。
- ③長時間、使用しない時は、主電源をオフにする、プラグを抜く（節電タップの利用）など、待機電力を削減する。
- ④省電力型の機器・製品を導入する。
- ⑤必要のない機器を廃止する。

<その他>

- ①太陽光発電システム、太陽光熱温水器などの再生可能エネルギー機器の導入
- ②省エネ建築・設備改修（施設の更新・改修時等）
- ③施設や設備の統合・廃止、委託・広域化等による効率化
- ④エレベーターや自動ドアの使用を自粛する。（階段・手動ドアの利用）
- ⑤個人持込による個人使用の冷暖房器具（扇風機、電気ヒーター等）、事務に関係のない電気機器（充電器等）の使用を控える。
- ⑥職員一人ひとりが、「節電意識」を常に持って、行動し、事務事業を推進する。

(2)「燃料（重油・都市ガス等）の使用」の削減

- ①省エネ機器の導入、蓄熱型空調機などエネルギー消費効率の優れた設備の導入検討
- ②冷暖房の設定温度の適正化（夏季28℃、冬季22℃を目安）
- ③必要のない時は、冷暖房を消す。
- ④機器やフィルターの定期的な点検・清掃の実施
- ⑤カーテンやブラインドによる太陽光の調節
- ⑥クールビズ・ウォームビズ（エコスタイル）の実施
- ⑦湯沸し器等の設定温度を下げる。（80℃を目安）
- ⑧ガスコンロや湯沸し器は、沸かし過ぎの防止、炎の調節など効率的に使用する。

(3)「自動車燃料（ガソリン・軽油）の使用」の削減

- ①自動車の使用を減らす。
 - *近距離であれば、公用車を使用せず、徒歩や自転車で移動する。
 - *公用自転車の配備充実、電動アシスト付き自転車の導入などによる利用促進
 - *相乗りに努める。
 - *出張時等には、可能な限り、公共交通機関を利用する。
 - *ノーカーデー（毎月20日）を実施する。（緊急時等除く）

*職員の通勤において、ノーマイカーデー（毎月20日）を実施する。

②エコドライブの実施

*待機時のエンジン停止、アイドリングストップを徹底する。

*急発進、急加速等を避ける。

*車間を空け、アクセルワークは丁寧に（そっとやさしく）、安全運転を心掛ける。

*公用車内を整理整頓し、無駄な荷物を積載しない。

*エアコンの適正な使用。窓の開閉などで温度調節等。

③定期的な車両の点検、空気圧の調整等の実施

④効率的・計画的な運行、ルート設定等を行う。

⑤燃費の良い、環境にやさしい車両（ハイブリッド・電気自動車など）を導入する。

（4）「水道の使用」の削減

①水道使用時の節水を励行する。

②水漏れの定期点検を行い、漏水等を未然防止する。

③雨水再利用等を促進し、洗車や散水等に活用する。

（5）「コピー用紙の使用」の削減

①両面印刷・両面コピーや、ミスコピーの裏面使用等を徹底する。

②庁内会議連絡や通知、職員回覧等は、庁内ネットワークの利用を徹底する。

③インターネットや電子メール、タブレット等を活用し、ペーパーレス化を推進する。

④会議資料は、内容を精査の上、簡素化・省略化し、必要最小限にする。

⑤2アップ機能（2ページ→1ページ）や縮小機能（A3→A4）を活用し、可能な限り文書のスリム化をはかる。

⑥パソコンから不必要なプリントアウトは自粛し、データで確認・保存する。

⑦刊行物の作成部数の適正化をはかる。

⑧印刷の前に、内容をチェック・再確認し、ミス印刷をなくすよう徹底する。（事務のミス・間違い防止にもつながる）

⑨個人保有の資料・書類を極力削減し、ファイルやデータによる共有化をはかる。

（6）廃棄物の減量と再資源化

①廃棄物を極力出さないよう、職員一人ひとりが意識して、行動し、事務事業をすすめる。

②分別を徹底し、資源化・リサイクルを推進する。

③業務以外の個人的なごみ（飲食物の容器包装、ちり紙など）は持ち帰る。

④使用済み封筒は、可能な限り再利用する。

⑤詰め替え可能な製品やリサイクル可能な製品を積極的に利用・購入する。

⑥紙コップや割りばしなど、使い捨て製品の使用を抑制する。

（7）グリーン購入の推進・環境に配慮した製品等の調達

①エコマークやグリーンマークのついた環境負荷の少ない製品の優先的な購入をはかる。

②必要性を十分に考慮し、適正な数量を調達する。

③長期使用が可能な製品として、部品の交換修理が可能な製品や保守・修理サービス期間の長い製品等を購入する。

第6章 計画の推進・進捗管理の仕組み

1. 推進体制

本計画の確実な実施、運用をはかるため、以下のとおり、「斑鳩町地球温暖化対策実行計画 庁内推進体制」を構築し、P D C A（Plan【計画】、Do【実行】、Check【評価】、Act【改善】の4段階を繰り返すことによって、様々な業務を継続的に改善する手法）による取組みの推進、計画の進捗管理を行います。

本推進体制に基づき、全職員が一丸となって、計画の推進・進捗管理等を行い、地球温暖化対策を推進します。

(1) 総括責任者（町長）

計画推進に係る総括責任者。推進委員会の審議事項の決定及び承認、削減目標や取組事項の決定及び見直し、施策全般に対する指示及び決定等を行う。

(2) 地球温暖化対策実行計画推進委員会

計画の推進、進捗管理等について審議し、総合的に調整する会議。

(3) 地球温暖化対策実行計画推進委員会 委員長（副町長）

推進委員会、計画の推進・進捗管理等のとりまとめを行う。

(4) 地球温暖化対策実行計画推進委員会 副委員長（教育長）

委員長の補佐、委員長が欠けた場合の職務代理。

(5) 地球温暖化対策実行計画推進委員会 委員（各部長・次長）

計画の推進、進捗管理等について、検討・協議・提案等を行う。

(6) 地球温暖化対策実行計画 推進管理者（住民生活部長）

計画の推進に関する実務の管理責任者として、推進実施責任者への指示及び助言等を行い、推進委員会の運営を管理する。

(7) 地球温暖化対策実行計画 推進実施責任者（各課長）

計画の推進、進捗管理等の具体的な実施についての責任者。所属職員への指導及び助言等を行い、率先した取組み等の推進をはかる。

(8) 地球温暖化対策実行計画 推進実施者（全職員）

計画の推進、進捗管理等の具体的な実施を行う。各施設・全職員の率先した取組み、自己点検、改善等により、計画の推進、進捗管理等をはかる。

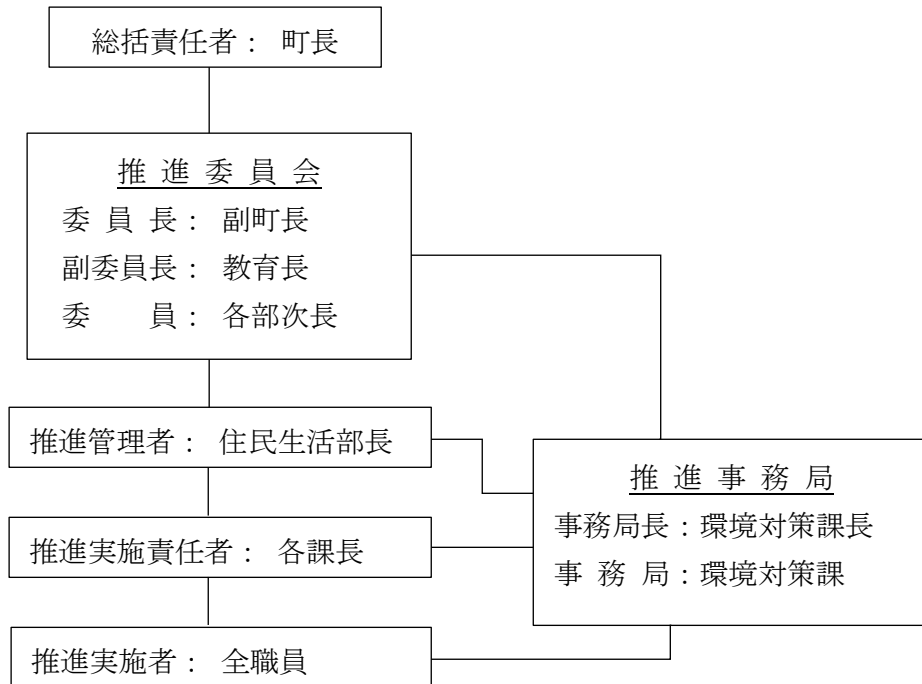
(9) 地球温暖化対策実行計画 推進事務局長（環境対策課長）

計画の推進、進捗管理等の事務局長として、取組みを推進し、推進事務局の事務を統括する。

(10) 地球温暖化対策実行計画 推進事務局（環境対策課）

計画の推進、進捗管理等の事務局として、庶務・全般的な調整等を行い、取組みを推進するとともに、推進委員会の運営・事務処理等を行う。

【斑鳩町地球温暖化対策実行計画 庁内推進体制】



2. 実施状況の点検・評価・見直し

推進実施者・推進実施責任者は、各取組事項の実施状況・エネルギー使用量等を毎月記録・入力等し、自己点検・評価を行い、四半期ごとに推進管理者（推進事務局）へ報告します。

推進管理者（推進事務局）は、各取組事項の実施状況等を取りまとめ、年1回、推進委員会に報告します。

推進委員会は、年1回、実施状況等について点検・評価を行い、適宜、見直し・改善等について審議・検討し、総括責任者に報告します。

総括責任者は、実施状況等の報告に基づき、継続的な見直し・改善、取組事項の決定・指示等を行い、計画を推進します。

3. 実施状況の公表

本計画の実施状況等については、地球温暖化対策推進法第21条第10項の規定に基づき、年1回、斑鳩町のホームページ・広報紙等により公表します。

斑鳩町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和4年9月 発行

斑鳩町 住民生活部 環境対策課

電 話：0745-74-1001

FAX：0745-74-1011